

No. 2 排 水 口		No. 1 排 水 口		排 水 口	
変更後	変更前	変更後	変更前	項目	
"	"	"	七	水素イオン濃度 (水素指数)	排出水の汚染状態の値
"	"	"	九、六	化学的酸素要求量 (mg/l)	室の状態の値
"	二・五	"	三・九	浮遊物質濃度 (mg/l)	の値
"	三・八	"	五	窒素濃度 (mg/l)	の値
"	五	"	三	燃 ^り 素濃度 (mg/l)	の値
"	一〇	"	五	ふっ素濃度 (mg/l)	の値
"	〇・三	"	一・三	燃 ^り 素濃度 (mg/l)	の値
"	〇・六	"	二・一	燃 ^り 素濃度 (mg/l)	の値
"	〇・二	"	〇・〇四	燃 ^り 素濃度 (mg/l)	の値
"	〇・三三	"	〇・三三	燃 ^り 素濃度 (mg/l)	の値
"	一	"	五	ふっ素濃度 (mg/l)	の値
"	二、四三〇	四七三、五三三	四七二、九三三	排水の一日当たりの量 (m ³)	の値
"	四、一八五	六五六、四〇一	六五五、六一四	排水の一日当たりの量 (m ³)	の値

五 排水の汚染状態の値及び排水の量

沈 殿 池				種 類	
処理後		処理前		項 目	
変更後	変更前	変更後	変更前	水素イオン濃度 (水素指数)	汚水等の汚染状態の値
"	七	"	一〇・五	化学的酸素要求量 (mg/l)	の値
"	九、六	"	一、八	浮遊物質濃度 (mg/l)	の値
一三・七	一三・八	一三・七	一三・八	窒素濃度 (mg/l)	の値
二〇・八	二二	二〇・八	二二	燃 ^り 素濃度 (mg/l)	の値
"	一〇	"	三、五〇〇	燃 ^り 素濃度 (mg/l)	の値
"	二〇	"	五〇〇〇	燃 ^り 素濃度 (mg/l)	の値
二二・四	二二・五	二二・四	二二・五	燃 ^り 素濃度 (mg/l)	の値
二〇・三	二〇・四	二〇・三	二〇・四	燃 ^り 素濃度 (mg/l)	の値
"	〇・一	五・九	六・一	燃 ^り 素濃度 (mg/l)	の値
"	一	一〇・五	一〇・六	燃 ^り 素濃度 (mg/l)	の値
"	"	"	五	排水の一日当たりの量 (m ³)	の値
四一、五三三	四〇、九三三	四一、五三三	四〇、九三三	排水の一日当たりの量 (m ³)	の値
五六、四〇一	五五、六一四	五六、四〇一	五五、六一四	排水の一日当たりの量 (m ³)	の値

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

七四		種 類	
変更後	変更前	項目	
"	七	水素イオン濃度 (水素指数)	汚水等の汚染状態の値
"	九、六	化学的酸素要求量 (mg/l)	の値
一三・七	一三・八	浮遊物質濃度 (mg/l)	の値
二〇・八	二二	窒素濃度 (mg/l)	の値
"	一〇	燃 ^り 素濃度 (mg/l)	の値
"	二〇	燃 ^り 素濃度 (mg/l)	の値
二二・四	二二・五	燃 ^り 素濃度 (mg/l)	の値
二〇・三	二〇・四	燃 ^り 素濃度 (mg/l)	の値
"	〇・一	燃 ^り 素濃度 (mg/l)	の値
"	一	燃 ^り 素濃度 (mg/l)	の値
四一、五三三	四〇、九三三	排水の一日当たりの量 (m ³)	の値
五六、四〇一	五五、六一四	排水の一日当たりの量 (m ³)	の値

備考 「七四」とは、水質汚濁防止法施行令別表第一第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設をいう。

(一) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

山口県告示第二百九十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十一年七月十七日

名称	所在地	廃止年月日
すさ・クリニック	萩市大字須佐一三八四の一	平成二、四、二八
みどり歯科クリニック	岩国市周東町下久原二四八〇の一	" " 一四
菜のはな薬局	" 麻里布町三丁目七番一号	" " 三〇
有限会社高泊薬局	山陽小野田市日の出四丁目二番七号	" " 三、三一
山口山陽農協薬局	" 大字鴨庄一七の一	" " 五、一

山口県告示第二百九十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十一年七月十七日

名称	所在地	指定年月日
すさクリニック	萩市大字須佐一三八四の一	平成二、四、二九
小島歯科医院	宇部市大字妻崎開作二〇三八の一	" " 一
医療法人啓愛会みどり歯科クリニック	岩国市周東町下久原二四八〇の一	" " 一五
菜のはな薬局	" 麻里布町三丁目六番九号	" " 五、一
じふく薬局	阿武郡阿東町大字地福上一八五四	" " 六、一

山口県告示第二百九十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定し

た。

平成二十一年七月十七日

氏名	施設名称	所在地	指定年月日
施術者の氏名	おおさわ整骨院	宇部市大字西岐波四四一三の一	平成二、六、一
本田 浩幸			

山口県告示第二百九十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十一年七月十七日

氏名又は名称	住所又は主たる事務所所在地	事業の種類	廃止年月日
株式会社ひまわり	下関市一の宮町本町三番三〇号	株式会社ひまわり周南営業所介護シヨツプたんぼ	平成二、四、三〇
株式会社ひまわり	周南市秋月一丁目三番二〇号	福祉用具貸与	平成二、四、三〇

名称	主たる事務所所在地	特定福祉用具販売事業所名称	所在地	廃止年月日
株式会社ひまわり	下関市一の宮町本町三番三〇号	株式会社ひまわり周南営業所介護シヨツプたんぼ	周南市秋月一丁目三番二〇号	平成二、四、三〇

氏名又は名称	住所又は主たる事務所所在地	介護予防事業所名称	所在地	事業の種類	廃止年月日
介護予防事業者					

アサヒサンク
社
東京都北区上
十条一丁目二
番一五号

アサヒサンク
リー在宅介
護センター岩
一丁目五番
〇号

麻里布
防訪問
介護予
入浴介
護

路線名 四九〇号
道路の区域

有限会社片倉
温泉くぼた
宇部市大字西
岐波五三四五

小野湖畔リ
ズ
野部市大字小
野一〇三五二

介護予
防通所
六、

社会福祉法人
岩国市社会福
社協議会
岩国市麻里布
町七丁目一番
二号

玖珂デイサー
ビスセンター
岩国市玖珂町
四九八一の

六、

有限会社風車

柳井市伊保庄
五二二四の一

デイサービス
風車ひかり
光市大字浅江
五二四〇の二

〃

山口県告示第三百号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十三条の二第一項第一号の規
定により、次の加入区について、漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意
に関する告示(平成十七年山口県告示第三百八十五号)に係る指定漁船を普通損害保険
に付すべき義務は、平成二十一年七月四日限り消滅した。

平成二十一年七月十七日

萩市西部加入区

萩市東部加入区

阿武町加入区

田万川町加入区

山口県知事 二井 関 成

山口県告示第三百一十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道
路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十一年七月十七日から一月間山口県土木建築部道路整備課に
おいて一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月十七日

山口県知事 二井 関 成

道路の種類 一般国道

区	間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
		新	旧			
美祿市美東町真名字西ケ迫八三七の 三七地先から 同市美東町小野字田ノ口二九六四の 五地先まで		最狭 二・四・五	最狭 二・四・五	三・五・二	一六三・九	
美祿市美東町真名字西ケ迫八三七の 三七地先から 同市美東町真名字東行八四〇の二〇 地先まで		最狭 二・四・五	最狭 二・四・五	二・四・五	三六〇・六	
美祿市美東町真名字西ケ迫八三七の 四地先 及び 美祿市美東町真名字東行八四〇の二 八地先から 同市美東町真名字西ケ迫八三七の 一		最狭 五・〇・五	最狭 五・〇・五	八・五・〇	三〇・六	
美祿市美東町真名字西ケ迫八三七の 三七地先から 同市美東町小野字田ノ口二九六六の 三		最狭 五・三・四	最狭 五・三・四	七・〇・七	一一三・八	
美祿市美東町真名字西ケ迫八三七の 三七地先から 同市美東町小野字田ノ口二九六六の 三		最狭 七・〇・七	最狭 七・〇・七	七・〇・七	三六九・四	
美祿市美東町真名字西ケ迫八三七の 三七地先から 同市美東町小野字田ノ口二九六六の 三		最狭 一・五・七	最狭 一・五・七	二・五・五	六〇〇・三	
美祿市美東町真名字西ケ迫八三七の 三七地先から 同市美東町小野字田ノ口二九六六の 三		最狭 二・七・八	最狭 二・七・八	二・七・八	三一九・九	
美祿市美東町真名字東行八四〇の二 八地先から 同市美東町真名字西ケ迫八三七の 七地先		最狭 六・六・二	最狭 六・六・二	六・六・二	二九三・五	



(二二五) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次の
とおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画
書及び収支予算書は、平成二十一年八月三日までの間、山口県環境生活部県民生活課及
び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年七月十七日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあつた年月日

平成二十一年六月三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人生活ヘルプセンター宇部

代 表 者 の 氏 名 大庭 道子

主たる事務所の所在地 宇部市大字東須恵三二〇番地の五

(二二六) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十一年七月十七日から同年十一月十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び長門市経済振興部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年七月十七日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ホームプラザナフコ長門店新館

所在地 長門市東深川七六二の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 株式会社ナフコ 住 所 代表者の氏名

株式会社ナフコ 北九州市小倉北区魚町二丁目六番一〇号 深町 勝義

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称 住 所 代表者の氏名

株式会社ナフコ 北九州市小倉北区魚町二丁目六番一〇号 深町 勝義

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十二年二月二十七日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、四一九平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

五五台

(二) 駐車場の収容台数

一〇台

(三) 荷さばき施設の面積

九〇平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

一立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏 名 又 は 名 称 開店時刻 閉店時刻

株式会社ナフコ 午前七時 午後八時三〇分

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前六時三十分から午後九時まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

一箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前八時から午後八時まで

八 届出年月日

平成二十一年六月二十六日

(二二七) 土地改良事業の工事の完了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

平成二十一年七月十七日

山口県知事 二井 関 成

一 事業の名称

県営秋丸田下地区ため池等整備事業

二 工事完了の時期

平成二十一年三月十九日

一 事業の名称

県営遠久地区ため池等整備事業

一 工事完了の時期

平成二十一年三月二十七日

(三二八) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十一年七月十七日

山口県知事 二井 関成

一 開発区域に含まれる地域の名称

光市中島田三丁目

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

光市中島田三丁目五番一七号
和田 浩治



公文書の開示の状況の公表

山口県情報公開条例（平成九年山口県条例第十八号）第二十三条の規定により、平成二十年度における公文書の開示の状況を次のとおり公表します。

平成二十一年七月十七日

山口県知事 二井 関成

1 公文書の開示の請求又は申出の件数及び処理状況

公文書の開示の請求又は申出の件数及び処理状況は、次のとおりです。

(1) 開示の請求又は申出の件数等 (単位 件)

開示の請求又は申出の件数	処 理 状 況				
	開 示	部分開示	非 開 示	未 処 理	そ の 他
18,022 (27)	16,559 (5)	1,236 (22)	73	47	107

備考 ()内は、前年度末に未処理であったものの件数であり、いずれも外数である。

(2) 実施機関別の内訳

(単位 件)

実施機関の区分	開示の請求又は申出の件数	処 理 状 況				
		開 示	部分開示	非 開 示	未 処 理	そ の 他
総 務 部	132	11	81	30	0	10
総 合 政 策 部	27 (1)	24 (1)	2	0	0	1
地 域 振 興 部	8	7	0	0	0	1
環 境 生 活 部	78	43	25	0	1	9
健 康 福 祉 部	2,535 (3)	2,422 (1)	50 (2)	2	4	57
商 工 労 働 部	36	17	14	0	2	3
農 林 水 産 部	5,894	5,834	54	0	2	4
土 木 建 築 部	8,391 (22)	8,113 (3)	204 (19)	36	22	16
会 計 管 理 局	0	0	0	0	0	0
計	17,101 (26)	16,471 (5)	430 (21)	68	31	101
議 会	27	14	13	0	0	0
教 育 委 員 会	320	2	312	3	0	3
選 挙 管 理 委 員 会	337 (1)	61	276 (1)	0	0	0
人 事 委 員 会	2	0	0	2	0	0
監 査 委 員 会	0	0	0	0	0	0
公 安 委 員 会	0	0	0	0	0	0
警 察 本 部 長	233	10	205	0	16	2
労 働 委 員 会	0	0	0	0	0	0
収 用 委 員 会	0	0	0	0	0	0
日 本 海 海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	0	0	0	0
瀬 戸 内 海 海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	0	0	0	0
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0	0	0	0	0	0
公 営 企 業 管 理 者	2	1	0	0	0	1
地 方 独 立 行 政 法 人	0	0	0	0	0	0
合 計	18,022 (27)	16,559 (5)	1,236 (22)	73	47	107

ご報告

平成二十一年七月十七日

山口県民部 二 共 監 査

1 個人情報の開示の請求及び口頭による開示の申出の件数及び処理状況
 個人情報の開示の請求及び口頭による開示の申出の件数及び処理状況は、次のとおりです。

(1) 開示の請求及び申出の件数等 (単位 件)

開示の請求及び申出の件数	処 理 状 況				
	開 示	部分開示	非 開 示	未 処 理	そ の 他
開示の請求 117 (3)	80 (3)	26	0	0	11
開示の申出 17,948	17,948	0	0	0	0
合 計 18,065 (3)	18,028 (3)	26	0	0	11

備考 ()内は、前年度末に未処理であったものの件数であり、いずれも外数である。

(2) 実施機関別の内訳 (単位 件)

実施機関の区分	開示の請求又は申出の件数	処 理 状 況				そ の 他
		開 示	部分開示	非 開 示	未 処 理	
総 務 部	0	0	0	0	0	0
総 合 政 策 部	1	0	0	0	0	1
地 域 振 興 部	0	0	0	0	0	0
環 境 生 活 部	3	3	0	0	0	0
健 康 福 祉 部	130 (3)	121 (3)	5	0	0	4
商 工 労 働 部	56	56	0	0	0	0
農 林 水 産 部	2	2	0	0	0	0
土 木 建 築 部	4	2	0	0	0	2
会 計 管 理 局	0	0	0	0	0	0
計	196 (3)	184 (3)	5	0	0	7
議 員 会	0	0	0	0	0	0
教 育 委 員 会	15	14	1	0	0	0

備考 ()内は、前年度末に未処理であったものの件数であり、いずれも外数である。

(3) 開示をしない理由の内訳 (単位 件)

開 示 を し な い 理 由 の 区 分	部分開示	非 開 示	合 計
法 令 秘 等 情 報 (第1号)	0	0	0
個 人 情 報 (第2号)	801 (20)	4	805 (20)
法 人 等 情 報 (第3号)	556 (14)	5	561 (14)
犯 罪 捜 査 等 情 報 (第4号)	73	0	73
意 思 形 成 過 程 情 報 (第5号)	3	63	66
行 政 運 営 情 報 (第6号)	454	66	520
協 力 ・ 信 頼 関 係 情 報 (第7号)	6	62	68
合 議 制 機 関 等 情 報 (第8号)	1	0	1
合 計	1,894 (34)	200	2,094 (34)

備考

- 1 「開示をしない理由の区分」欄の ()内は、山口県情報公開条例第11条の号名である。
- 2 「部分開示」欄及び「合計」欄の ()内は、前年度末に未処理であったものの件数であり、いずれも外数である。
- 3 事実により複数の開示をしない理由に該当するものがあるため、合計数は、部分開示の決定又は回答の件数と非開示の決定又は回答の件数との合計件数より多くなっている。
- 2 不服申立て又は不服の申出の件数及び処理状況
 不服申立て又は不服の申出の件数及び処理状況は、次のとおりです。
 (単位 件)

不服申立て又は不服の申出の件数	不服申立てに対する決定若しくは裁決又は不服の申出に対する回答		取 下 げ 審 査 中
	認 容 一 部 認 容 棄 却	却 却 下	
6 (1)	0 (1)	5	1 0

備考 ()内は、前年度末に審査中であったものの件数であり、いずれも外数である。

個人情報の開示、訂正及び利用停止の状況の公表

山口県個人情報保護条例(平成十三年山口県条例第四十三号)第三十九条の規定により、平成二十一年度における個人情報の開示、訂正及び利用停止の状況を次のとおり公表

選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0
人事委員会	150	150	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0
公安委員会	17,601	17,601	0	0	0	0	0
警察本部長	30	6	20	0	0	0	4
労働委員会	0	0	0	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0	0	0	0
日本海海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0
瀬戸内海海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0
公営企業管理者	0	0	0	0	0	0	0
地方独立行政法人	73	73	0	0	0	0	0
合計	18,065 (3)	18,028 (3)	26	0	0	0	11

備考 () 内は、前年度末に未処理であったものの件数であり、いずれも外数である。

(3) 開示をしない理由の内訳 (単位 件)

開示をしない理由の区分	部分開示	非開示	合計
法令秘密情報 (第1号)	0	0	0
未成年者情報 (第2号)	0	0	0
第三者情報 (第3号)	21	0	21
法人等情報 (第4号)	0	0	0
犯罪捜査等情報 (第5号)	6	0	6
意思形成過程情報 (第6号)	0	0	0
評価・選考等情報 (第7号)	0	0	0
行政運営情報 (第8号)	13	0	13
協力・信頼関係情報 (第9号)	0	0	0
合議制機関等情報 (第10号)	0	0	0
合計	40	0	40

備考

- 「開示をしない理由の区分」欄の () 内は、山口県個人情報保護条例第16条の号名である。
- 事案により複数の開示をしない理由に該当するものがあるため、合計数は、部分開示の決定又は回答の件数と非開示の決定又は回答の件数との合計件数より多くなっている。
- 個人情報の訂正の請求の件数及び処理状況
- 個人情報の訂正の請求の件数及び処理状況は、次のとおりです。

(単位 件)

訂正の請求の件数	処 理 状 況			その他
	訂 正	非 訂 正	未 処 理	
0	0	0	0	0

- 個人情報の利用停止の請求の件数及び処理状況

個人情報情報の利用停止の請求の件数及び処理状況は、次のとおりです。

(単位 件)

利用停止の請求の件数	処 理 状 況			その他
	利用停止	非利用停止	未 処 理	
0	0	0	0	0

- 不服申立ての件数及び処理状況

不服申立ての件数及び処理状況は、次のとおりです。

(単位 件)

不服申立ての件数	不服申立てに対する決定又は裁決				取 下 げ 審 査 中
	認 容	一 部 認 容	棄 却	却 下	
0 (1)	0	0	0	0 (1)	0

備考 () 内は、前年度末に審査中であったものの件数であり、いずれも外数である。

平成二十一年七月十七日
発行

発行
行人所

山口県
知事
庁